

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 6 — 4 （補償及び福祉事業の実施）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 6 — 4 （補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成 1 4 年 6 月 2 0 日 勤補— 1 8 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第 3 0 条関係 <u>この条</u> の人事院への報告は、実施機関ごと一括して行うものとする。 (削る)	第 3 0 条関係 <u>この条の第 1 項</u> の人事院への報告は、実施機関ごと一括して行うものとする。 <u>第 3 7 条</u> 関係

	<u>この条の規定により読み替えら</u> <u>れた規則 16—4 第 30 条第 1 項</u> <u>の「人事院が定める日」は、令和</u> <u>2 年 6 月 30 日とする。</u>
--	--

以 上